

令和2年度  
事業計画

社会福祉法人 嘉手納町社会福祉協議会

## ■基本方針

---

急速な高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加、地域コミュニティの弱体化などにより、住民の福祉サービスに対する需要も増大し、かつ複雑多様化しています。

国では、住民一人ひとりが抱える日々の暮らしの問題について、自分にも関わることとして受け止め、お互いに支えあう仕組みづくりとつながりを強める「地域共生社会の実現」をめざし、全国各地で体制の構築が進められています。

本会では、今年度においても、地域共生社会の取り組みとして、包括的な相談支援体制の構築に向けて、関係機関との連携により社会的孤立や複合的な課題に対応する仕組みづくりを検討していきます。地域の支え合い活動については、新たに「ちょこっとお助けゆいまーる事業」としてスタートします。また、見守り隊等の小地域福祉活動については、新たな地区への事業の展開を進めるために引き続き、コミュニティソーシャルワーク事業や生活支援体制整備事業を通して、地域の中で話し合う機会を設けると共に、福祉教育の推進により、多くの方が福祉に関心を持ち、共に生きる社会づくりの構築と担い手の育成につなげたいと思います。

また、本年度は、第2期地域福祉推進計画の初年度となり、今後5年間の方向性を示す重要な計画となります。計画は町の地域福祉計画と本会の地域福祉推進計画を一体的に策定されたものであり、町と本会が連携して本町の地域福祉の推進に取り組んでいきたいと思えます。

本年度においても、町民の信頼と期待に応えられる社協をめざし全職員が一丸となり事業に取り組むと共に、働きがいのある職場の構築を図り、法人運営の活性化に繋げたいと考えております。

以下、令和2年度における事業について説明します。

### ●嘉手納町社会福祉協議会「理念・行動指針」

#### 理念

私たち嘉手納町社会福祉協議会は、町民ひとり一人の自分らしい暮らしづくり、活躍できる場づくり、人とのつながり・支えあいづくりに取り組み、『ひとり一人のしあわせ広がる嘉手納町』の実現を目指します。

## 行動指針

- 一、私たちは、理念に向かって組織の一員であることを自覚し行動します。
- 一、私たちは、ひとり一人の可能性を信じ大切な存在として受けとめます。
- 一、私たちは、思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え行動します。
- 一、私たちは、職員同士、積極的に話しあいの場をつくり、お互いに理解し協力します。
- 一、私たちは、多くのつながりに支えられていることを意識し、感謝の気持ちを大切にします。

## ■重点項目

---

### 1. 支えあいの地域づくりの推進

地域共生社会で必要とされる支えあいの地域づくりを、コミュニティソーシャルワーク事業と生活支援体制整備事業を通して推進する。また、福祉教育を通してその基盤となる町民の意識啓発を図る。

### 2. 社会福祉法人の地域貢献への取り組み

福祉事業所等との連携を視野に入れた取り組みを、町内の社会福祉法人と検討する場を設ける。

### 3. 嘱託職員等の就業関係整備への取り組み

令和3年度から施行される働き方改革による同一労働同一賃金等への対応について就業規程の整備を図る。

## ■実施事業

---

### 【1】組織運営

#### ①会務の運営及び連絡調整

- 1) 理事会・評議員会の開催
- 2) 理事・評議員の研修会の開催（年1回予定）
- 3) 正副会長・事務局長会議の開催
- 4) 事務局会議及び係、事業所会議の開催
- 5) 事務局拡大会議の及び職員全体会議の開催

## ②会員組織の強化と自主財源の確保

### 1) 社協会員の募集

社協の活動を住民へ理解を深めてもらうため、広報活動を工夫し、更なる会員増へ繋げる。

- ・戸別会員
- ・賛助会員
- ・特別会員

## ③職員の資質の向上

### 1) 人材育成事業（個別面談、全体研修）

安定的な法人運営を実施するには、財源は元より人材の確保も重要である。それには、職員の心身の健康の保持や職場環境の整備なども含めて改善していくことで、「働きやすく、やりがいのある職場」につながる。こうした環境が有能な職員の長期勤続につながり安定的な社協活動を実現することが可能となる。また、多様化する福祉課題に対応するため、職員の自己研鑽を含めて人材育成事業を実施する。

### 2) 各種研修会への派遣

### 3) 内部研修会の実施

### 4) 嘱託職員、臨時職員等の働き方改革への諸整備

## ④地域福祉推進計画の推進

第2期の地域福祉推進計画は今年度より令和6年度までの嘉手納町における町と社協での協働による地域福祉の推進を目的に作成された。初年度は、地域の実情に応じた取り組みを推進します。

## ⑤総合福祉センターの指定管理運営事業

- 1) より多くの町民の方が利用しやすいセンターとするためサービス向上に努める。
- 2) 火災・自然災害を想定した避難訓練の実施

## ⑥法人広報・啓発事業

### 1) 社協だよりの発行（年4回）

### 2) ホームページ・ブログ・フェイスブック等による情報発信

本年度は、ホームページを一新しさらに充実させ、より見やすく分かりやすい画面で発信することで、多くの町民へ社協活動の理解を深める。

## 【2】コミュニティソーシャルワーク事業の推進

見守り隊等の地域から寄せられた気になる世帯へ積極的に関わりを持ち、個別支援を推進するとともに、ケースを通して地域の中で様々な学びの機会をつくることを意識し、「個別支援と地域支援の循環」をテーマに事業を推進します。

子ども支援への取り組みとして、個別ケースからのネットワークづくりを子ども支援に関わる関係機関とともに構築するとともに、必要な居場所づくり支援も協議していく。

## 【3】支え合うまちづくりの推進

### ①各種社会福祉関係諸団体事業

各団体が地域の変化や会員の減少・高齢化により組織のあり方を見直す時期にあることに変わりはない。よって継続的に各団体と意見交換を行い必要な支援をすすめる。それぞれの強みを活かした、連携・協働によるまちづくりを進めていく。

(福祉団体)

- ・ 嘉手納町老人クラブ連合会
- ・ NPO 法人嘉手納町母子寡婦福祉会
- ・ 嘉手納町障がい福祉協会
- ・ 嘉手納町精神療養者家族会
- ・ 嘉手納町民生委員児童委員協議会

### ②福祉団体助成事業

福祉団体へ社協助成金及び共同募金の配分事業として助成し活動を支援する。

### ③福祉団体連絡会議

### ④福祉団体合同新年会「初春の集い」の開催

### ⑤心配ごと相談所事業

近年、法律分野での相談が多くなったことから、相談員として弁護士を配置し、住民ニーズへの対応にあたる。

会場：総合福祉センター（毎週第2・第4金曜日：午後2時～午後5時）

※事前予約制（午後2時、午後3時、午後4時）

※相談時間1時間以内

### ⑥赤い羽根共同募金運動

福祉事業の財源となる赤い羽根共同募金運動の募金活動への理解と協力を依頼し、募金活動を推進するとともに、配分金のあり方を見直していく。

※令和2年10月1日～令和2年12月31日

### ⑦歳末たすけあい募金運動

歳末の時期において募金活動を実施し、要援護者等へ支援を図る。

※令和2年12月1日～令和2年12月31日

### ⑧生活支援体制整備事業〔町受託事業〕

前年度のアンケート調査を基礎とした「ちょこっとお助けゆいまーる事業」（有償の支え合い事業）の立ち上げを行い、新たな社会参加のカタチを構築する。

現在実施している、「つどい・交流の場×移動販売」をさらにそれぞれの地域に根付いた活動となるよう、地域住民とともに取り組んでいく。

### ⑨母子・父子福祉事業

一人親世帯の親子を対象に、レクなど親子で体験できる事業（親子交流事業）を通して、交流と学びの機会を設ける。

### ⑩児童・青少年福祉事業

#### 1) 比謝川鯉のぼりフェスタ（令和2年4月25日（土）開催予定）

すべての児童が健康で健やかに育つ事を願い、児童福祉週間の一環として鯉のぼりフェスタを開催する。フェスタでは、学校や保育所（園）町内企業・関係団体等の協力を得て事業を実施し、本会と協力団体とのよりよい関係性の構築も図る。

#### 2) 児童福祉週間啓発ポスターの掲示

### ⑪老人福祉事業

高齢者の自立と生活の質の向上を目的に事業を実施する。

#### 1) 社協サロン

制度やサービスにつながない閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、見守り、閉じこもりの防止、介護予防、健康づくりを目的として、また地域や制度・サービスへつなぐことも視野に入れながら事業の推進を図る。

※毎月第1月曜日（午後2時～午後4時）

#### 2) ふれあい訪問事業

一人暮らし等の高齢者宅を見守り・ふれあい活動の目的にボラティアが訪問し高齢者の安否確認と安心して暮らせる地域支援事業として実施する。

#### 3) 老人福祉週間啓発ポスターの掲示

### ⑫障がい児・者福祉事業

障がい児・者の自立支援と社会参加、又、その家族の支援を図る為に事業を実施す

る。

- 1) 町民スポレクへの参加
- 2) パラリンピック採火式事業

東京パラリンピックの聖火リレーの採火式が県内各市町村でも実施されることから、本会も障がい者の理解啓発事業の一環として協力する。

#### ⑬法外援護活動

現行制度で対応が難しく困窮している住民に対し、緊急かつ一時的に支援を行うことを目的とする。

#### ⑭日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

市町村型に移行して2年目においては、ニーズに応じて新規利用者の受入れを対応可能な範囲において実施していく。

#### ⑮生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付を行う事業。

#### ⑯福祉バス運行事業

福祉団体等の活動を支援する為に、福祉バスの運行を実施する。

#### ⑰苦情解決事業

第三者委員を設置し対応を迅速に行う。

#### ⑱制服リサイクル事業

不要になった学生服を寄附していただき、必要な方へ提供する。

#### ⑲フードバンク事業

家庭や企業から期限が1カ月ほど残っている食料（缶詰・お米・インスタント食品など保存のきくもの）を寄附していただき、緊急で食料の支援が必要な方へ提供する。

### 【4】在宅福祉サービスの推進

#### ①高齢者等食の自立支援事業（配食サービス）〔町受託事業〕

日常生活に支障のある在宅の高齢者及び心身に障害がある者に対し、食生活の改善及び安否確認を行い、福祉の向上を図る。

利用者の方々の声を聞き、また委託元である町とも必要な協議を重ねながら、さら

なるサービス向上に努める。

・調理委託先：沖縄県高齢者協同組合 配彩ナビ―（恩納村）

配食日：月曜日～土曜日（夕食）

1食あたり：普通食 480円（個人負担250円）、

特別食① 550円（個人負担320円：糖尿食・透析食・腎食）

特別食② 600円（個人負担370円：きざみ食・アレルギー食）

## ②地域介護予防活動支援事業（ミニデイサービス）〔町受託事業〕

各区におけるミニデイサービスでは、集いの場・楽しいゆんたくの場としての機能が充実してきている。しかし、運営する上でのボランティアの確保や利用者の増加に伴う対象者の枠をどうするかなどの課題がある。今年度においては、各区のミニデイサービスの要綱の見直しを行いつつ、課題の整理をおこなっていく。

・東区がんじゅう会 ・中央区あしびな一会 ・北区百の会

・南区かりゆし会 ・西区ゆんたの会 ・西浜区ことばきの会

## ③障害者地域生活支援事業〔町受託事業〕

障がい児・者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効率的・効果的に実施する。

「一人ひとりの自己実現」をテーマとして、新たに「ごちゃまぜマーケット」の開催も計画し、また下記の事業の推進を図る。

1) ごちゃまぜフェスタの開催

2) 理解促進研修・啓発事業（ペアレントトレーニング講座等）

3) ゆんたく会の開催

4) スポーツレクリエーションの事業の実施（シアタードーナツで映画鑑賞等）

5) 文化・芸術活動支援事業の実施（ジャンベ等）

6) 声の広報等発行事業

7) 手話奉仕員養成講座

8) 成年後見制度・法人後見支援事業

## ④地域活動支援センターていんがーらの運営〔町受託事業〕（障害者自立支援法）

利用者が安心して自分らしく過ごし、継続して利用できる場所の提供づくりを進めるために、常に利用者の立場にたち、コミュニケーションをとるとともに、相談活動を通して利用者の不安解消を図る。

### ●主な活動

1) 居場所活動

2) 生産活動とレクリエーション



- 3) 日常生活等の課題に対する個別支援
- 4) 服薬管理や公的手続きなどの支援
- 5) 個別支援計画の作成
- 6) 障がいに対する理解を促進するための普及活動
- 7) 相談員（専門職）による相談業務

#### ⑤わくわくクラブあすなろの運営（児童福祉法に基づく障害児通所支援事業）

わくわくクラブあすなろは多機能型事業所として、放課後デイサービス事業と児童発達支援事業を運営している。あすなろでは、地域の学童や他事業所、地域の子ども達との交流を深め、地域との関わりの中でお互いが刺激を受け、認め合う心が育まれる活動を行う。また、合同の研修会を開催するなど他事業所との関りを積極的にもち共に成長していく中で、地域への貢献も進める。

- 1) 放課後デイサービス事業
- 2) 児童発達支援事業

#### ※多機能型事業所

多機能型事業所とは、障害者通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援）及び障害福祉サービス事業のうち、2以上の事業を一体的に行う事業所。

#### ⑥介護用品貸与事業（車いす）

介護保険制度など制度利用までのつなぎ、入院時の外泊、骨折等による一時的な利用が必要な方などへ貸し出す。

### 【5】「地域共生社会」の実現に向けたボランティア活動と福祉教育の推進

少子高齢化人口減少社会の中で、担い手としてのボランティアへの期待が高まる中、本来のボランティアの根幹である「自発性」を尊重した、一人ひとりの生きがいづくりへと繋がるボランティアコーディネートを推進する。

また、福祉教育事業においては、これまでの障がい者や高齢者を理解するという分野学習を超えて「自分も含めた一人ひとりを知る」機会を通して、多様な主体が互いを認め合い、支え手・受け手という関係を超えて共に生きる地域づくりを推進する。

#### ○ボランティア活動を定義づける概念

「自発性」・・・自ら進んでする。するかしらないか自体が自由である。

「社会性（公益性）」・・・自分自身や仲間内の利益ではなく、みんなに開かれている。

「無償性」・・・金品に限らず、対価を得ない行為。実費弁償は対価とみない。

## 【実施事業】

### ①ボランティア団体助成事業

- 1) 手話サークルかでな
- 2) 手話サークルノビルの会
- 3) リーディングサービスあいあい

### ②ボランティア・NPO支援事業

- 1) 個人ボランティア活動に関する相談・支援
- 2) ボランティア団体活動に関する相談・支援
- 3) ボランティア保険に関する相談・支援
- 4) ボランティア感謝の集い
- 5) 一人暮らし高齢者宅等清掃活動
- 6) 24時間テレビ募金活動
- 7) NPO団体に関する相談・支援
- 8) ボランティアだよりの発行
- 9) ボランティア連絡会（ゆんたく会）の開催についての検討

### ③ボランティアセンター拠点整備

- 1) ボランティア（個人・団体）登録及び情報提供
- 2) ボランティア活動等に必要な資材の整備及び貸与

### ④福祉教育の推進

- 1) 福祉教育協力校指定事業  
屋良小学校、嘉手納小学校、嘉手納中学校、嘉手納高校
- 2) 福祉教育協力校連絡会の開催
- 3) 福祉教育推進助成事業（公募）  
町内の保育園・幼稚園を対象に実施
- 4) 小学生ボランティアスクール
- 5) いもっ子サマースクール
- 6) 学校・一般団体・企業への体験学習・研修への支援